

# 新治村における景観形成への取組について

## Landscape improvement activities in Niiharu village

河合 進  
Susumu KAWAI

### 1. はじめに

群馬県新治村では、村を南北に縦断する旧三国街道沿いに大型養蚕農家等の伝統建築が保存され、新治村の農村風景に重要な役割を果たしてきた。

先人が作り上げてきた豊かな自然と田園風景が醸し出す美しい農村風景を後世に引き継ぐために、平成2年に制定した「美しい新治の風景を守り育てる条例」を基本とした官民一体の歴史的伝統建築物や田園風景の保存への取組みを紹介する。

### 2. 条例制定の経緯

群馬県と新潟県との県境に位置する新治村は、純農村地帯の都市計画区域外である。都市計画区域内では、法制度を様々に活用した景観形成のための施策が考えられるが、新治村のような都市計画区域外の農村等では規制的手法は限られている。

村では、バブル期に近隣市町村でマンションが乱立する様子を目の当たりにし、また、村内でも在来工法ではない住宅の建築等が進み、農村景観の乱れが生じ始めたのをきっかけに乱開発の歯止めが必要という意識が生まれてきた。

このような状況に対応するため、まず、村役場職員によるヨーロッパ先進地視察を行ったところ、景観保全の社会的・経済的意義を改めて実感し、当時村で進めていた農村をステージとした都市農村交流の地域づくりのためにも農村景観の保全が不可欠であるとの意を強くした。

村には大規模土地開発に関する「開発指導要綱」はあるが、これでは安全性の指導や建築物の高さ制限は可能であるものの、建物の意匠や色・材料等についての指導・規制はなく、ましてや、住民意識の方向付けをすることは困難であった。このため、「美しい新治の風景を守り育てる条例」を制定することとなった。

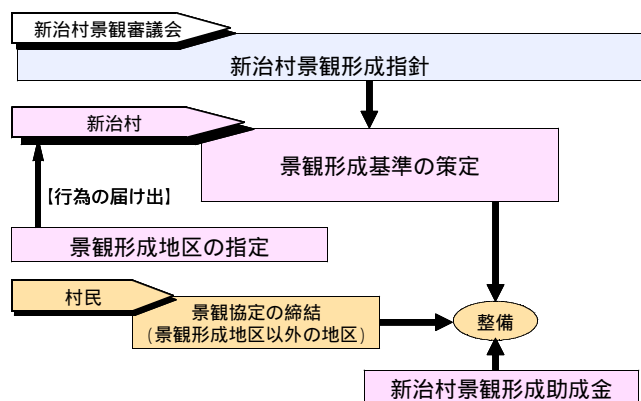
### 3. 条例の内容

条例の仕組みを図-1に示す。

条例では、村が、景観審議会の意見を聴きながら景観形成指針を策定する。

また、村は景観形成を図る必要のある地区を景観形成地区として指定し、景観形成基準を定めなければならない。この景観形成地区内で建築物の建築や屋外広告物の表示等を行う者には事前の届出が義務づけられ、これらの行為は景観形成

図-1 美しい新治の風景を守り育てる条例

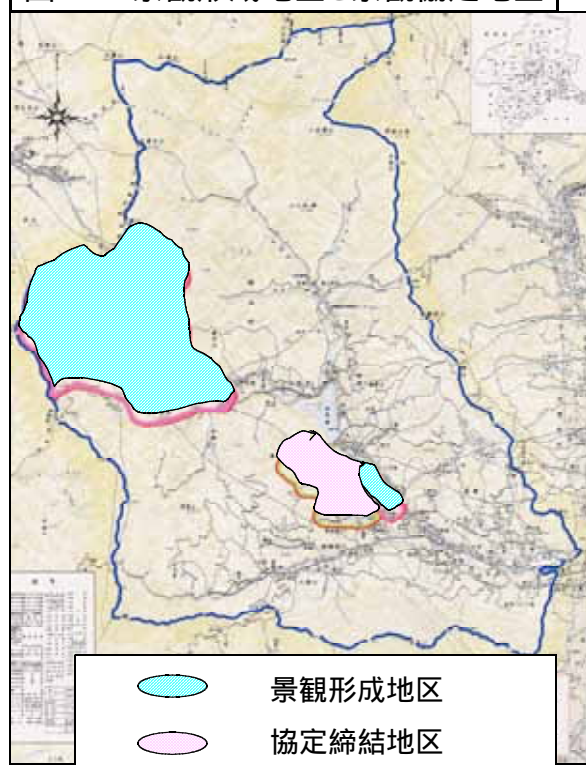


基準に適合することが求められるほか、景観形成基準に適合していない場合には、村は必要な措置を講じるよう協力要請を行うことができる。

さらに、景観形成地区以外であっても、村と住民の間で土地や建築物等について一定の区域内で景観協定を締結することが可能であり、景観形成地区及び景観協定を締結している区域内で行われる景観形成のための措置に対し、補助金等による支援を行う。

条例は行政主導で制定した。条例の理念を村民に浸透し、実践活動として定着させるため、村では条例制定後に、広報による村のビュースポットのシリーズ紹介、写真コンクール、シンポジウム等の実施を通じて住民への浸透を図った。また、景観形成指針を全戸に配布し、地区座談会等を重ねる中で住民の理解を得ながら、景観形成地区2カ所、景観協定地区1カ所を定めた(図-2)。

図-2 景観形成地区と景観協定地区



現在、景観形成地区で定められている景観形成基準を図-3に示す。

図-3 景観形成基準

屋根は切妻で灰色系の和瓦、壁は真壁・漆喰風へ  
 新材等は光沢のない落ち着いた色彩へ  
 宅地の造成等はできるだけ自然石を  
 ブロック塀や金属柵は極力避け、生垣か竹垣に  
 車庫や物置の形態や色彩はできるかぎり母屋と調和  
 廃屋・廃車・廃材や粗大ゴミを放置しない  
 看板は1.0m×0.7m以下  
 自動販売機は周囲を木枠等で被う 等

景観形成地区、景観協定地区での屋根・外壁の改修について経費の2/3を(特定物について、上限は150万円)、建築物の新築、増築、改築等について平成6年から経費の1/2を(特定物について、上限は100万円)助成して

おり、約200件、3500万円を超える額の実績をあげている。

これに加え、平成7年からは群馬県でも景観形成措置に対し補助を行う仕組みができた。

#### 4. 条例の効果

平成2年の条例制定からこれまでの間、条例の事前届出制と、補助金による支援の両施策が効果的に働き、農村にそぐわない建築物の建築等を未然に防ぐことができています。いずれにしても住民の意識の高まりにより、村の景観にそぐわない行為は周囲の批判を浴びることが最大の効果ではないだろうか。